

マラヤにおけるザカート制度の現状

藤 本 勝 次

1 ま え が き

ザカート (*zakaat*) という言葉は、もともとアラム語から借用したアラビア語で、コーランでは礼拝とともに、ムスリムの宗教的な義務としての「自発的な喜捨」を意味する用語である。コーランには同じ「自発的な喜捨」を意味するサダカ (*ṣadaqa*) という用語がみえるが、この言葉とザカートとはなんら区別なしに使用されている。ところが、イスラムの教祖マホメットがメッカを征服したあとで、マホメットと盟約を結んでイスラムに帰依したアラブ遊牧部族に対し、神および神の使徒の保護を保証する代りに、宗教的義務のひとつとしてサダカが課せられた。このサダカという言葉はマホメットの外交文書の用語で、イスラムに帰依したアラブ遊牧部族が生産するナツメヤシの実の $\frac{1}{10}$ 、または彼らの飼育する家畜の一定割合を支払うことが要求される、事実上租税の意味で用いられている。これは、コーランにでてくるサダカとは本質的に異なるもので、その用途が主としてムスリムの貧者救済に限られているところから、一般に「救貧税」と訳されるものである。その後イスラム法が整備されるにつれて、ザカートが「救貧税」を意味し、サダカが「自発的な喜捨」を意味する法律用語となり、両語が区別して用いられるようになった。

イスラム法の規定によれば、ザカートの課税対象物として農作物、果物とくにナツメヤシの実、家畜、金・銀、商品などの品物があげられ、それぞれの品目について一定の免税基準量、すなわちニサーブ (*niṣāb*) がきまっていて、それ以上のものを保有する場合、農作物や果物、とくにナツメヤシの実では全収穫量の10%が、また金・銀などでは2.5%がザカートとして徴収されるのである。家畜にいたっては、駱駝5頭に対して山羊1頭とか、駱駝25頭に達すれば1才の牝の駱駝1頭など、さらに詳しい規定が設けられている。^①

これらのザカートは政府の徴税人アームル (*‘amil*) によって徴収されるが、とくに農作物とナツメヤシの実と家畜の3品目は、「はっきり見えるもの」(*qāhir*) と呼ばれ、アームルがそのザカートを徴収することになっている。一方、金・銀や商品は「かくれたもの」(*bāṭin*)

と呼ばれ、アーミルの管轄下になくて、そのザカートの拠出は納税者個人の良心にまかされている。つまり、徴税人にかくしておけばそれでもよいはずである。農作物などは収穫時にはっきりその総量がわかるし、家畜にいたっては、やたらにかくせるはずがないので、アーミルも徴収しやすいわけである。そして、このようにして徴収されたザカートは、イスラム法の規定に従って、(1)徴税人、(2)乞食、(3)困窮者、(4)心を協調させた者・改宗者、(5)旅人、(6)神の道、(7)奴隷、(8)負債で困っている者の8項目にそれぞれ分配・支給されることになっている。

以上がイスラム法による救貧税ザカートの規定の概要である。しかし、これはあくまでも法的規定であり、ムスリム諸国において、どこまで実際にこの規定が遵守されてきたかはいささか疑わしい。ザカート制度の歴史的な検討については後日にゆずるとして、すくなくとも現在のムスリム諸国において、パキスタンのようにザカート制度の復活を試みた例を除き、政府が直接ザカートを徴収するよう規制している国はほとんどない。しかし、マラヤは第2次世界大戦後に独立して以来、イスラムを国教とするとともに、イスラムの諸制度を整備し、ザカート制度についてみても、政府によってザカートを徴収するよう規制した。したがって、マラヤはムスリム諸国のなかでもザカート制度を公式に採用した数少ない国家となっている。

本稿は、筆者が1965年に京大東南アジア研究センターの依頼をうけ、ケダ州で現地調査をした資料にもとづき、マラヤのザカート制度の現状を報告するとともに、ザカート制度に関連する諸問題を検討するものである。

なお、文中()内のローマ字綴りはマレー語を示し、イタリック体のローマ字綴りはアラビア語を示している。

2 マラヤのザカート規定

マラヤにイスラムが急速に広まった14—15世紀のはじめから、ザカートの制度がどのような形で存続してきたかは、残念ながら具体的な資料がないので明確に論述することはできない。しかし、ある報告者によれば、マラヤでは最近までザカートの拠出は個人の自由裁量にまかされ、自分が与えようと思う人にザカートを与えていたらしい。とくに農村カンポン(kampung)では、コーランの読み方を教えてくれる宗教教師(guru)、メッカへの巡礼を終えた人(haji; *hājj*)、あるいは伝統的な医術者(bomor, pawang)といった、マラヤ農村のあらゆる儀式や祭式に重要な役割を果し、農民の精神生活の中心となって、農民から尊敬されている人々にザカートが贈与されていたといわれている。^⑧ またマラヤの北部では、ザカートの名のもとに小作料の約10%が強制的に地主によって徴収されることも慣習化していたらしい。^⑨

ところが、20世紀に入ると、マラヤ・ムスリムの間でザカート本来の目的にそって、政府の手でそれを徴収し、またイスラム法の規定に従って分配しようとする動きがあらわれてきた。周知のように、マラヤ・ムスリム社会では、各州のスルタンがそれぞれ各州のムスリム行政の最高責任者であり、イギリスの統治時代でも、イギリス政府がイスラムについて直接に干渉することはなく、各州のスルタンがイスラムについては完全にまかされていた。そこで、政府がザカートの徴収・分配を開始した時期も各州によってまちまちであったようである。信頼すべき文献的資料をもち合わせないので証明することはできないが、ザカートの徴収・分配を政府の統制のもとに行なった最初の州がトレンガヌ州 Trengganu で、これに続いて1915年にはクランタン州 Kelantan, 1930年にはプルリス州 Perlis, 1934年にはジョホール州 Johore, 1936年にはケダ州 Kedah が、それぞれこの制度を取り入れたといわれている。^④ そして、すくなくとも現在までには、それらの州も他の州もすべてザカート規定を成文化するようになった。

筆者が集めることのできたザカート規定を整理してみると次の2種類に大別できる。

(1) スランゴル州 Selangor, クランタン州, トレンガヌ州, パハン州 Pahang, ヌグリ・スムピラン州 Negri Sembilan, マラッカ州 Malacca, ペナン州 Penang, これらの各州では、「ムスリム法施行法令」Administration of Muslim Law Enactments (Undang Undang Pertadbiran Hukum Shara') の類が制定され、^⑤ そのなかにザカート規定が含まれている。このザカート規定では、各州のイスラム宗教局 Department of Religious Affairs (Pejabat Ugama Islam) か、あるいはイスラム宗教議会 Council of Muslim Religion (Majlis Ugama Islam) が、各州のスルタンに代ってザカートやフィトラ (fitrah; *fiṭr*) を徴収し、それを処理する権限をもち、またそのための細則をきめることができる、といった原則だけが定められている。したがって、ザカートの課税対象となる物品名やザカートの税率、徴収方法などの細目はわからない。また、それに関する細則が別に設けられているかどうか、残念ながらこれら諸州の細則を入手することができなかつたので、筆者にはわからない。ただし、トレンガヌ州の「ムスリム法施行法令」には後述するようにザカートに関する細則を記載している。

なお、フィトラというのは、ラマダーンの断食明けにさしだす一種の宗教税で、イスラム法の用語では「断食明けのザカート」(*zakat al-fiṭr*) と呼ばれる。マラヤではムスリム1人につき3カティ (kati) 12 タヒル (tihil) の米 (beras) か、またはそれに相当する現金となつていて、一般にはムスリム各人 1 M\$ (=邦貨 120円) が毎年断食明けに徴収されている。

(2) プルリス州, ケダ州, ペラ州 Perak, ジョホール州では, 別個に「ザカート条令」 Zakat Enactment (Undang Undang Zakat) の類が制定されていて, ザカートに関してかなり詳細に知ることができる。⑥

これら諸州のザカート条令を制定の年代順に列記すると,

Perlis : Zakat and Fitrah Enactment (1949).

Perak : Bait-ul-Mal, Zakat and Fitrah Enactment (1955).

Kedah : Zakat Enactment (1955).

Johore : Zakat and Fitrah Enactment (1957).

となるが, このなかで注意しなければならないのは, ケダ州だけがフィトラに関する規定がないことである。現地での調査によれば, ケダ州ではフィトラは政府によって徴収されず, 各人

写真 1



1 ガンタン (gantang=2升5合) の粳米か, あるいは1M\$の現金を, 断食明けの日に自分が贈ろうと思う人, 農村ではとくに宗教教師に贈与している。丁度わが国のお歳暮のような感じがする。しかし, 他の諸州ではフィトラも政府が徴収し, その領収書を各人に発行している (写真1.)。

さて, ザカートの課税品目と税率について, ジョホール州とトレンガヌ州の例を比較して表示してみる (表1)。

(I) は農作物に対するザカートである。イスラム法では小麦, 大麦, 米, 豆類, ナツメヤシの実, ブドウといった各種農作物が課税品目にあげられているが, マラヤではもっぱら粳米 (padi) に限定しているのが特色である。ジョホール州ではトウモロコシや豆類のザカートを規定しているけれども, 実地調査によれば, マレー人ムスリム農民は一般に野菜類を栽培しないから, 野菜類のザカートの規定は空文に等しい。なお1ガンタンは2升5合にあたる。

(II), (III) の家畜類では, イスラム法はもっぱら駱駝をザカートの対象としているが, マラヤでは駱駝が生棲していないから, 牛, とくに水牛をザカートの対象にとりあげている。牛,

表 1

ジョホール州		トレンガヌ州	
課税品目	税率	課税品目	税率
I 粃米 358 gantang 以上 トウモロコシ, エンドウ, 大豆 179 $\frac{1}{2}$ gantang 以上	10%	粃米 375 gantang 以上	10%
	10%		
II 牛 (水牛) 30頭 ~ 39頭 40 ~ 59 60 ~ 69 70 ~ 89 90 ~ 119 120 121 以上 30増す毎に 40増す毎に	1才子牛 1頭	牛 (水牛) 30頭 ~ 39頭 40 ~ 59 60 ~ 69 70 以上 30増す毎に 40増す毎に	1才子牛 1頭 2才子牛 1 1才子牛 2 1才子牛 1と 2才子牛 1 1才子牛 3 1才子牛 4又は 2才子牛 3 1才子牛 1 追加 2才子牛 1
	1才子牛 1頭		1才子牛 1頭
	2才子牛 1		2才子牛 1
	1才子牛 2		1才子牛 2
	1才子牛 1と 2才子牛 1		1才子牛 1 追加 2才子牛 1
	1才子牛 3		2才子牛 1 追加
1才子牛 4又は 2才子牛 3			
1才子牛 1 追加 2才子牛 1			
III 山羊・羊 40 ~ 120 121 ~ 200 201 ~ 399 400 401 以上 100増す毎に	1才子羊 1又は 2才山羊 1	山羊・羊 40 ~ 120 121 ~ 200 201 ~ 399 400 401 以上 100増す毎に	1才子羊 1又は 2才山羊 1 1才子羊 2又は 2才山羊 2 1才子羊 3又は 2才山羊 3 1才子羊 4又は 2才山羊 4 1才子羊 1又は 1才山羊 1追加
	1才子羊 1又は 2才山羊 1		1才子羊 1又は 2才山羊 1
	1才子羊 2又は 2才山羊 2		1才子羊 2又は 2才山羊 2
	1才子羊 3又は 2才山羊 3		羊又は山羊 3 羊又は山羊 4
	1才子羊 4又は 2才山羊 4		羊又は山羊 1 追加
1才子羊 1又は 1才山羊 1追加			
IV 金 25 mayam 9saga 以上 銀 183 mayam 以上	2.5%	金 20 mithqāl 以上 銀 200 drahm 以上	2.5%
	2.5%		2.5%
V 商品 M\$ 25.73 以上	2.5%	商品 M\$ 25.73 以上	2.5%
VI 硬貨, 紙幣 M\$ 25.73 以上	2.5%		

山羊, 羊のザカートの税率についていえば, イスラム法の規定に概ね準拠しているようである。しかし, マラヤ農民で 30 頭以上の水牛や, 40 頭以上の山羊・羊を飼育している者はいないから, したがってこれも実質的には空文に等しい。

(IV), (V), (VI) の各品目は, マラヤで公認しているシャーフイー派イスラム法によれば,

前述したように「かくれたもの」に属し、政府の徴税人の手で徴収されない。したがって、敬虔なイスラムの教義に忠実な人が自らこれらのザカートを支払う場合は別として、一般にはザカートの対象とならないわけである。事実、マレー人ムスリムのなかでも官吏など俸給取りの人々に質問しても、ザカートを抛出し、また抛出する必要もないと答えていた。

ということは、ジョホール州やトレンガヌ州において、ザカートの課税対象品目や税率が細目にわたって規定されているけれども、実際には粳米 (padi) だけがザカートの対象となるようである。そこでケダ州はじめその他の諸州で見られるように、はじめから粳米だけにザカートを課すよう規定している方がむしろ実質的であるといえる。

3 ザカートの徴収

ケダ州におけるザカートの徴収方法については、1955年発布の「ザカート条令」Zakat Enactment を改定した「ザカート規定」Zakat Rules (1962) にその細目がきめられている。まずザカートを徴収する権限のある唯一の機関として「ケダ州ザカート委員会」(Jawatan-kuasa Zakat Kedah) が構成される。この委員会の構成員に関する規定は見当たらないが、1962年度の「ザカート委員会報告書」では、この委員会は委員長 (pengurus) および書記官 (setia-usaha)、会計官 (bendahari) をふくめて総数16名の委員によって構成されている。その委員名を検討すると、ケダ州政府政務長官 (Setia-usaha Kerajaan Kedah) がザカート委員会の委員長を兼担し、4人の郡長 (Pegawai Daerah)、4人の郡のイスラム法官 (Kadzi Daerah)、ケダ州議会議員 (Ahli Majlis Meshuarat Negri Kedah) 1名、イスラム宗教議會議員 (Ahli Majlis Ugama Islam) 1名、その他の人々5名となっている。

「ザカート規定、1962」によれば、この委員会は州のスルタンに代ってザカートの徴収・分配の業務を行なう最高決議機関であるが、実際のザカート業務には、その委員会によって任命される「ケダ州ザカート実行委員会」(Jawatan-kuasa Kerja Zakat Kedah) があたることになる。^⑩ この実行委員会は、「ザカート委員会」の委員長、書記官、会計官のほか、に、「ザカート委員会」の構成員から選ばれた若干名の者によって構成されている。実行委員会の主たる業務は、州内の各地区で実際にザカートを徴収する徴税人アミル (amil : 'amil) を任命し、彼らを監督することである。

アミルは割り当てられた地域内のザカートを実際に徴収するよう任命された者で、一般にいて村の有力者がアミルになる場合が多い。ケダ州では、10の行政区すなわち郡ダエラ (daerah) に分けられ、各郡がいくつかの地区ムキム (mukim) に区劃され、各地区にはいくつか

の村カンボン (kampong) がふくまれている。あとで説明する「ザカート徴収結果控え」(Chatatan Kemajuan Zakat) を参照してもわかるように、各ムキムの長がアミル長 (ketua amil) となるのが普通で、そのムキム内に幾人かのアミルが任命されていて、アミルは各カンボンの有力者である。

アミルの職務については「ザカート規定, 1962」に細目が規定されている。⑥

(1) アミルは、自分の分担している地域内に居住する納税者が耕作している湿田 (bendang) にせよ乾田 (huma) にせよ、それから産出する粳米 (padi) の予想収穫量を調査し、そのザカートを算定する。アミルの調査したデータは、ザカート委員会で印刷・発行している所定の様式の調査表に記入され、粳米が収穫される前に、その写しを委員会の書記官に提出しなければならない。さきに触れたように、ジョホール州やトレンガヌ州では、イスラム法の伝統に従って農作物や家畜、その他金銀・商品などに対するザカートの税率が規定されていたが、ケダ州では粳米のみがザカートの対象とされている。これは、ケダ州がマラヤ第1の米作地域であることにもよるが、前述したようにマラヤにおいてザカートを徴収する場合、実質的には粳米しか対象とならないからである。ザカートには免税基準量ニサブ (nisab : *niṣāb*) が決められていることはすでに述べた。各州によって粳米のニサブはすこし違っているけれども、ケダ州では収穫された総粳米量が2クンチャ (kuncha) 2ナレ (naleh) 6ガンタン 1チュパ (chupak) 2クプル (kepul) 以下であれば、ザカートは徴収されないことになっている。⑦
1クンチャ=10ナレ=160ガンタンで、1チュパ= $\frac{1}{4}$ ガンタン、1クプル= $\frac{1}{4}$ チュパであるから、ニサブの総量は $358\frac{3}{8}$ ガンタンになり、16ガンタンは4斗に相当するから、ニサブは約9石の粳米になる。

そこで、このニサブ以下の収穫であればザカートを拠出する義務はないが、それ以上の収穫のあるムスリムにはザカートが課せられる。ケダ州の「ザカート規定, 1962」にはその税率が明記されていないけれども、他の州の税率から推定すれば、ニサブ以上の総収穫量の10%がザカートの税率と考えられる。農民に質問しても、一応そのように答える。

(2) アミルはこの税率に従って粳米の収穫時にザカートを徴収し、ザカート委員会発行の所定の受領証書に署名して納税者に渡す。そして、徴収された粳米は、アミルが一定の場所に保管し、ザカート委員会の書記官の指令によって、定められた粳米の値段でそれを売却して現金に換え、その現金をザカート委員会に納入する。

(3) 徴収されたザカート基金は、後述するように、ムスリムだけの公益事業に支出される。とくに貧困者などにも分配されるが、アミルは毎年、自分の担当地域内に居住するザカート分

配金受益者の名簿を作製し、10月30日までにザカート委員会の書記官に所定の様式で送付しなければならないことになっている。

以上がケダ州の「ザカート規定、1962」に見られるザカート徴収の原則である。ザカート徴収額の実数を過去数年にまでさかのぼって調べることは困難である。しかし、1962年度のザカート委員会の報告によれば、ケダ州全地区のザカート徴収総額が 620,080 M\$ になっている。この金額は、1962年度ケダ州政府の一般支出予算のなかで——これはマレー系ムスリムのみならず中国系やインド系その他の住民のためにも支出されるものである——農業局の 791,790 M\$, 社会福祉局の 281,210 M\$ などに比較してもかなりの額になることがわかる。しかも、1963年度のザカート委員会の報告によれば、ザカートの総額が 1,742,652.31 M\$ となり、前年度の2倍以上もの増収となっている。ケダ州宗教局の話では、1964年度には 3,000,000 M\$ にまで増加するであろうとのことであった。

ところが1962年度から以後のザカート徴収額の急激な増加にいささか疑問をもたざるをえない。ザカートを納めるマレー系ムスリム農民の人口がケダ州で急増したとは考えられないし、また僅か1ケ年の間に農業技術の改革によって米の収穫量が急激に増加するはずもない。とすれば、ザカートの徴収方法に変化が起ったと考えざるをえない。

前述したように、州政府がザカートの徴収・分配を規制するようになる以前には、マラヤでは一般にザカートは農民の自由裁量にまかされていた。ケダ州でザカートを規制しはじめたのが 1936 年といわれているが、はっきりとザカート規定を成文化したのが 1955 年であることは、「ザカート条令」Zakat Enactment の制定年代をみても間違いない。州政府がザカートを規制するようになったのは、従来のようにザカートが主として宗教教師やハッジなど農村で比較的裕福な人たちに与えられていた傾向を改善して、州政府が規定に従って徴収し、ザカート本来の目的に合うように、また州政府のムスリム行政にその金を使えるようにするためである。いわばムスリム行政の中央集権化をはかるためであったと考えられる。おそらくそこで政府の意図に対する農村の有力者の抵抗があったに違いない。1957 年の調査報告によれば、^⑧ ケダ州やクランタン州では、イスラム法によって粗米の全収穫量の10%がザカートとして徴収されるべきところ、その5%だけが州政府のザカート委員会に支払われ、残りの5%は農民自身によって分配されているとのことである。つまり、もともとザカートは自分の取り分だと思っていた農村の有力者の抵抗を排除して、5%だけは州政府に納入させうるまでになってきたと想像することができる。したがって、1956 年のケダ州のザカート徴収額が 500,000 M\$ で、^⑨ 前述のように 1962 年度が 620,080 M\$ であるから、その間漸次ザカートの徴収率が増加し、

1963 年度で、1,742,652.31 M\$ と一挙に 2 倍以上の増収となるのは、1963 年度に規定通り 10% の線にもってきたと考えざるをえない。ケダ州宗教局の話でも、古い伝統の根強く残っている農村に政府の指導・監督の手を伸ばしてきているのは事実である。しかし、まだ若干の問題が残っている。

筆者がケダ州ザカート局に行った時、たまたま「1964 年度ザカート徴収結果控え」(Chattatan Kemajuan Zakat, 1964) を見る事ができた。この控え帳はケダ州の各ムキムごとにわけて作製されていて、アミル長の名前や各カンポンのアミルの名前、アミルが徴収した粗米の量などが具体的に記入されている。筆者が閲覧した時にはまだ全ムキムの記入が終っていないが、そのなかで記入が完成していたものの 1 例を表示すると、次のようになる (写真 2, 表 2)。

写真 2

The image shows a handwritten table with the title "Jajatin Kemajuan Zakat Tahun 1964". The table is organized into several columns, with handwritten entries in Malay script. The columns appear to include: Mukim Name, Amil Name, Amil's ID Number (nombor kad pengenalan), Amil's Address (alamat), and various financial figures related to zakat collection. The handwriting is somewhat dense and difficult to read precisely, but the structure is clear.

まず表の上段余白に「地区」(mukim) 名, 「郡」(daerah) 名, 「アミル長」(ketua amil) 名, 「アミル長の報酬額」(hadiah ketua amil) などが記入されている。つぎに表の内容を説明すると、最初に「アミルの名前」(nama amil) が書かれている。このムキムでは 11 人のアミルがいることになるが、次に各アミルの「身元証明番号」(nombor kad pengenalan) が記入され、そのアミルの「住所」(alamat), つまりそのアミルが徴税業務を担当しているカンポン名が次にくる。その左に、各カンポンにある「湿田の面積」(luas bendang) が記入されていて、耕地面積の単位はルロン (relong) で、1 ルロンはケダ州北部で 0.711 エーカーに相当する。^⑩ 次に各カンポンの「人口」(banyak orang) が記入され、「粗米予想収穫量」(anggaran padi) とその粗米に対する「ザカートの徴収予想額」(zakat yang di-anggarkan) が明示されている。粗米のザカートは数字からも明らかのように収穫された粗米の 10% である。

ザカート徴収結果控え(1964)

表 2

5094 1/2 ルロン

1964 湿田面積

郡 名

ムキム名

157.55 ไร่² アミル長の報酬

アミル長の名

アミルの報酬額	納入金額		ザカート 抛されたト			収米 米穂の量		ニサブに達しない者	準備しなかった者	完納しなかった者	準備・完納した者	ザカート 予想徴収額			収米 米穂 予想量		人 口	湿田面積 (ル単位 ルロン)	住所 (カンポン名)	アミルの名前
	アラヤドル	セント	クンチャ	ナレ	ガンタン	クンチャ	ナレ					クンチャ	ナレ	ガンタン	クンチャ	ナレ				
140	82	1232	00	15	4		217	6	12	5	43	8	438	23	219	a	A	1		
344	90	3060	00	38	2		932	11	37	65	132	8	1365	1	115	734	b	B	2	
53	40	475	00	6	2	8	262	7	7	17	42	2	422	5	49	210	c	C	3	
85	78	756	00	9	7		480	1	28	39	86	3	888		105	444	d	D	4	
130	50	1144	00	14	3		624	16	18	55	79	2	798	7	90	562	e	E	5	
194	17	1708	58	22	4	13	1416	7	4	43	141	3	1413	7	149	803	f	F	6	
109	91	965	20	12	7		459	18	26	37	93	3	943		83	455	g	G	7	
322	55	2823	00	35	2	14	976	12	38	60	107	9	1089		115	544	h	H	8	
176	38	1564	88	20	0	10	719	8	8	28	93	7	947		103	473	i	I	9	
111	84	979	00	12	2	6	975	5	40	23	99		992		71	506	j	J	10	
63	21	561	60	7	2		133	5	18	16	27	5	283		36	142	k	K	11	

次の4行は、各カンポンの住民のザカート抛出状況を示す数字で、ザカートとしての収米を「準備し、完納した者」(yang tunai sapenoh)、「完納しなかった者」(tidak sapenoh)、「準備しなかった者」(tidak tunai)、収穫した収米が「ニサブに達しない者」(ta' sampai nisab)の4つに分類されている。「完納しなかった者」というのは、なんらかの理由で完納できなかった者か、それを認められた者であろう。また「準備しなかった者」とは、ザカート徴収時に収穫がおくれているかなにかで、抛出の準備ができていなかった者であろう。「ザカート規定」によれば、ザカートの抛出を拒否したり、完納しなかった者は100 M\$以下の罰金か、または6ヶ月以内の投獄の刑に処せられることになっている。^⑩ 事実、1962年度のザカート委員会の報告書ではケダ州全域で22人の違犯者がでていた。^⑪ しかし、この違犯者数と比較すると、1ムキム内での未完納者の数があまりにも多すぎる。次の行の「収米の収穫量」(pendapatan padi yang sa-benar)から「抛出されたザカート」(zakat yang di-beri)の%を計算すると、No. 1のカンポンの7.4%を除いて各カンポンともに2~4%のザカート抛出率となっている。収穫量がニサブ以下で合法的な免税者が若干いるから、カンポン全体のザカート額は法定10%の率よりも下まわることであるが、2~4%の低率はやはり未完納者の多いこと

が原因である。この「ザカート徴収結果控え」が中間発表のものであり、未納者の分もいずれは完全に徴収されると割り切ってしまうばそれまでであるが、実際にはザカート徴収の困難さをよく示していると考えられる。カンボンでの実地調査で農民に質問しても、ザカートは収穫粗米の10%であると一応答えるものの、なかなかその実状はつかめず、農民の間で政府によるザカート徴収にはかなりの不満をもっているようである。アミルは一般にカンボンの有力者であるが、政府から直接派遣された徴税人ではなく、あくまでもカンボンの共同体員であるところに、政府が現在考えているようなザカート制の中央集権化にはまだまだ根強い抵抗があると思われるべきである。

最後にザカートとして拠出された粗米を現金にかえてザカート委員会に「納入された金額」(banyak wang yang di-serah) が記載されているが、換算率は1ナレ (=4斗) が約8M\$ となっている。その金額に対して、約11%がザカートを徴収した「アミルの報酬額」(hadiah amil) である。このことについては、ザカートの分配を説明する箇所でも問題としてとりあげる。

4 ザカートの分配

ムスリムから徴収されたザカートは、イスラム法に準拠して次の8項目に分配・支給されることになっている。⁹⁵

(1) ザカートの徴収人アミル イスラム法学派によって解釈の相違もあるが、マラヤではシャーフイー派の意見にもとづき、徴税業務の報酬としてアミルにザカートの一部を分配・支給することが合法と考えられている。

(2) 乞食 (fakir : *fakir*) これは生活手段も財産もない乞食か、あるいは最低生活費の半分さえも用意できない者を意味している。

(3) 困窮者 (miskin : *miskin*) これは、生計を維持するなにかの財産か、あるいは生活手段をもっているけれども、最低生活費の半分よりすこし余分しか用意できない者である。

(4) 心を協調させた者 (mualaf : *mu'allafa*) つまり、始めからのムスリムでなく、ごく最近イスラムに心を協調させ改宗してムスリムになった者で、彼らには一種の慰撫政策としてザカートの一部を与えるのが慣習である。

(5) 旅人 (ibni sabil : *ibn al-sabil*) イスラムの教えでは、たとえ故郷で裕福な生活を送っている人であっても、旅先で病気がかかったりして困っておれば、彼にザカートを与えて助けねばならないことになっている。

(6) 神の道 (fisabil-lillah : *fi sabīl Allah*) 「神の道」という言葉を異教徒に対する「遠征」と解釈するのが初期イスラム法学者の伝統的な意見である。しかし、のちにこれが拡大解釈され、ムスリムのための福祉事業一般の意味に用いられるようになり、マラヤでも主としてモスクの修理や宗教学校への補助などにあてられている。^⑩

(7) 奴隷 (firriqab : *fi al-riqāb*) 奴隷の身分が解放される前に、主人に一定額の金銭を支払うことを要求されている奴隷の意味である。現在のマラヤでは奴隷の身分は存在しないから、後述するように項目名だけは残っているが、その分配金は「神の道」と同じ用途に使われている。

(8) 負債で困っている者 (algharimin : *al-ghārim*)

それでは、ケダ州において徴収されたザカートがどのような割合で分配・支給されているだ

表 3

歳入 (pendapatan)		1962年		1963年	
		M. \$		M. \$	
		620,080		1,742,652	31
歳出 (perbelanjaan)	アミル	201,088	43	469,596	96
	諸項目 (asnaf)	314,324	62	443,947	66
	残高 (lebeh)	104,666	95	829,107	69

ろうか。このことについて、1962年度のザカート委員会の報告書と1963年度の「ザカート委員会決算書」(kunchi kira kira) とを比較しながら具体的に表示してみよう(表3)。

表 4

		1962年		1963年	
1	ザカート役人の給料・手当	37,707	63	98,213	58
2	アミルへの支出	4,887	43	8,539	04
3	アミルの報酬額	103,335	83	304,168	70
4	アミル長の報酬額	14,511	89	39,087	55
5	その他ザカート業務に必要な諸経費	40,645	65	19,588	09
総計		201,088	43	469,596	96

この表を見ると、1962年度ではザカート総徴収額のうち、32%がアミルに分配・支給され、諸項目すなわちアミルを除いた他の7項目に51%、あとの17%が支給されずに残されている。1963年度では、ア

ミルに29%、諸項目に26%がそれぞれ支給され、45%が残されている。このパーセンテージを比較すると、残高を別にすれば、分配すべき8項目のうち、アミルへの分配額が非事に高いことがわかる。支給・分配されずに残された金額については表に明記されていないが、その用途はムスリム行政のために政府の自由にまかされているらしい。しかし、とくに1963年度の残高の多いことは問題である。

そこで、「アミル」の項目として分配・支給されたザカート額を表示すると次のようになる(表4)。そのなかで、(5)の諸経費の欄は、ザカート委員会の事務所、つまりザカート局で使われる「交通費」(belanja berjalan) とか、「電話代」(belanja telepon), 「広報費」(belanja penerangan) など、あらゆる諸経費がふくまれているのを合計した額である。1962年度と1963年度とを比較すると、ザカートの徴収総額の激増にともない、アミルの取り分の非常に増えていることが一見してわかる。(1)の「ザカート役人の給料・手当」(gaji dan elaun Pegawai Zakat) というのは、ザカート局に勤務する役人であり、カンボンで実際にザカートを徴収するアミルとは別人である。つまり、農民から徴収するザカートで政府のザカート局の役人の給料も諸経費もまかなっていることがわかる。

次に「諸項目」として分配・支給されているザカート額を表示してみよう(表5)。

表 5

		1962年	1963年
1	神の道(と奴隷)	165,933	156,603
2	死者への喜捨	330	560
3	乞食への喜捨	25,612: 68	64,127: 17
4	困窮者への喜捨	26,820: 18	64,662: 97
5	心を協調させた者(改宗者)への喜捨	3,650	7,280
6	旅人への喜捨	199: 46	4,934: 32
7	民間ウムミ学校とカンボンの宗教教師への補助金	2,975	30,250
8	貧困生徒への補助金	7,925	8,838
9	民間ニザミ学校への補助金	71,434: 50	88,304
10	アロー・ビャクの宗教教師への補助金	550	—
11	獄中のムスリム用のナツメヤシの実購入費	72	74
12	靈きゅう車購入補助金	8,822: 80	—
13	全マラヤ・イスラム福祉協会への補助金	—	1,001
14	火災罹災者への補助金	—	967
15	奨学資金への補助金	—	1,940
16	火災罹災者の子供への補助金	—	500
17	貧困生徒への白衣購入補助金	—	796
18	負債者への喜捨	—	13,110: 20
	合 計	314,324: 62	443,947: 66

このなかでもっとも高額に分配されているのが「神の道」である。この項目の内容は、1963年度の収支決算書では明示されていないので不明であるが、1962年度の報告書では、「モスクや宗教学校の建設・修理費」(bantuan membina dan memperbaiki masjid, madrasah dan sekolah agama) のために使われ、各郡の支出額を具体的に明示しているから、おそらく1963年度も同じ用途に支出されていると考えられる。1962年度でザカートの徴収総額の27%、1963年度で約9%に相当する。次に高額の分配になるのは(9)の「民間ニザミ学校への補助金」(bantuan sekolah agama nidzami) である。マラヤでは現在イスラム教育に力を入れ、国民学校でもイスラム教育を取り入れる一方、民間の宗教学校の育生を凶っているが、民間の宗教学校への補助はもっぱら州のザカート基金から支出されている。マラヤのイスラム教育全般について、また民間のニザミ宗教学校やウムミ宗教学校などについては、拙稿「マラヤにおけるイスラム教育制度」を参照されたい。⁶⁾ 「民間ニザミ学校への補助金」のほかに、(7)の「民間ウムミ学校とカンポンの宗教教師への補助金」(bantuan guru agama umūmi dan kampung) や、(8)の「貧困生徒への補助金」(bantuan penuntut miskin), (15)の「奨学資金への補助」(bantuan biasiswa), (17)の「貧困生徒への白衣購入補助金」(bantuan kain putih kepada penuntut miskin)などを合計すると、イスラム教育関係への支給額は1962年度で82,884 M\$で、ザカート徴収総額の約13%、1963年度では130,128 M\$となり、ザカート徴収総額の約7%となっている。ただし、教育関係への項目は、イスラム法による分配とは別項目であり、ケダ州政府独自の配慮から出たものである。一方、イスラム法による分配項目としての(3)「乞食への喜捨」(sedekah faqir) は1962年度で全徴収額の約4.1%、1963年度では約3.8%、(4)「困窮者への喜捨」(sedekah miskin) は1962年度で全徴収額の約4.3%、1963年度で約3.8%となっている。

以上がケダ州のザカートの分配・支給について、わずか2年間の資料ではあるが、その傾向を具体的に検討した結果である。

5 ザカート制度に対する批判

ザカートはイスラムの教えにもとづく相互扶助の精神から発した制度で、ムスリムの間で拠出しあった金銭を貧者や負債者、その他の困っている人々に分配・贈与するものであり、現在の社会保障制度の起源とも考えられ、その存在意義はムスリムの等しく認めるところである。しかし、すでに検討したように、現在マラヤで行なわれているザカートの徴収方法および分配の仕方については、マラヤの進歩的なムスリムの間で批判のまよになっている。

まず第一に、1957年にマラヤのザカート制を全般的に調査したアブドウル・アジズ氏は、^⑧「マラヤで行なわれているザカート法は主として低収入のムスリム層、とくにマレー系稲作農民に対して効力をもつよう、各州法では粳米に対するザカートの徴収について規定しているけれども、高所得者層に法を課す試みがなされていない。稲作農民は最も貧しい階層であるから、ザカート法は結局彼らの経済力をさらに弱くしている。もしも、ザカートの目的が貧者を根絶するためのものであるなら、現在の法は逆の結果をひきおこしていることになる。貧者をより悪い状態にするだけである。貧しい稲作農民がザカートを抛出しなければ起訴されるのに、農民でなければいかに金持であってもこの法に問われないという現制度には、明らかに不平等性がある」

と述べている。事実、ケダ州においても、シャーフィイー派の法学説によって公認されているものの、マレー人官吏たちはいかに現金をもっていても、「かくれたもの」としてザカートの対象にはならず、農民の生産する粳米のみからザカートが徴収されている。また、徴収されたザカートが貧しい人々に還元されるのは、わずかにその4%程度にすぎないこともすでに述べた。おそらく1人当りにして年間5M\$から10M\$にすぎないとさえいわれている。しかし、アブドウル・アジズ氏の調査によれば、州によってはザカート局がザカート基金から相当額の諸財産を購入している例もあり、またザカート局がその金で店舗を買い取って事業をしている例もあるといわれる。そして彼は結論として、

「イスラム法にはザカート法に明記されている8項目の人々に基金を分配すべきとなっている。ザカートの基金は、法に明記されていない項目であれば、いかなるものにも支出・消費すべきではない。……現在ムスリム世界の近代国家では、法の方で公にザカートを徴収しているところはない。エジプトやインドネシアでは、ザカートの抛出はムスリムの自由意志であり、筆者の意見としては、これら両国での慣行が、ザカート税の正しい機能と運用の手引としてマラヤにおいて役立つであろう。」

と述べている。

また、マラヤにおける稲作農民にのみ課せられるザカート制に強く反対し、その矛盾を指摘して強制的ザカート制の廃止を訴えるのが、Malaysian Sociological Reserch Instituteの主幹であるシャルル・ゴードン女史である。^⑨ 女史の意見では、ザカートは蓄財にかかる税であって、資本の形にせよ、現金の形にせよ、いわゆる蓄財階層の人々から徴収されるべきものであるとする。しかるにマラヤでは、粳米の耕作者にのみザカートが課せられ、土地所有者は別である。例えば、小作人が400ガンタンの粳米を収穫すれば、まず40ガンタンのザカートがそ

れから徴収され、その残りから50%から75%にもものぼる小作料を時によっては地主に支払わねばならない。つまり、農民は地主の代りにザカートを支払ってやっていることになり、地主が自ら耕作して収穫した粃米にはザカートが課せられるけれども、小作料として入る粃米にはザカートがかからない。そして、地主が小作料を現金に変え、それを貯蓄していても、この現金は「かくれたもの」としてザカートの対象とはならない。しかも、徴収されたザカートの大部分が貧者ではなくて農村の富裕な有力者であるアミルに分配されている現状である。言い換えれば、支払うべきでない者がイスラム法の名のもとに支払わされているのであるから、このようなザカート制は当然廃止さるべきものである。以上が女史の意見の概要である。

小作農民が借地から収穫した粃米のザカートを拠出する場合、地主に小作料として支払う粃米を差し引いた残額の10%をザカートとして拠出してよいかどうか、このような問題はすでにケダ州のイスラム法学者の間でも議論になったことがある。しかし、伝統的なイスラム法の解釈では、ザカートの支払いは神によって命じられた義務的行為であるので、これは人間に対して支払う借地料や肥料代などの耕作にともなう諸経費よりも優先することになり、小作人でもまず収穫した粃米の10%をザカートとして拠出しなければならないという法決定が出されている。⁹ そこで、シャルル・ゴードン女史がマラヤにおける農民からのザカート徴収方法を矛盾した行為であるときめつけているけれども、実はイスラム法では合法行為であるわけである。しかし、イスラム法の解釈でいかに正しいものであっても、マラヤの経済的現状から判断して矛盾があれば、当然それを改めるべきであると考えるのが、女史の意見とみてよからう。

次にザカート制の存在は認めるが、その分配の仕方を国家の社会的・経済的發展の方向に改善すべきことを説く人がいる。農業監督官で、全マラヤ・ムスリム福祉協会のメンバーであるモハマト・ビン・ジャミル氏がその人である。¹⁰ 彼は、現在のマラヤのザカート制には、(1)ザカートを重要な経済力と認めながら、経済原則にそっての分配が考えられていない、(2)ザカートが社会によりもむしろ個人に分配されている、といった欠点があると考え、ザカートの分配に関して次のような原則を提起している。(1)ザカートは経済的要素である。(2)ザカートの分配は個人にではなく、ムスリム社会の経済的・社会的發展の方向に向ってなされねばならない。(3)ザカートの分配を受ける資格のある人間は、実際には特定の者であるけれども、その唯一の目的はムスリム社会の成員の生産能力を増大させるためにある。(4)ムスリムの生産能力は、彼らの技術と知識と雇用の機会とを改善し、増やすことによつてのみ増大する。このような原則から、ザカートは広い意味の教育と社会事業、つまり農業や商業をはじめ医学にも及ぶ職業訓練から病院や学校の建設、孤児院、養老院の建設などにもっぱら分配・支給すべきで、伝統的

なイスラム法による項目分配を、それぞれ近代社会に適合した仕方に改めるべきであるとするのである。

6 む す び

マラヤにおけるザカート制度について、各州のデータをことごとく検討することはできなかったが、その代表的な例としてケダ州をとりあげ、ザカートの徴収方法と分配の仕方を分析し、それに対する二・三の批判的な意見を紹介してきた。マラヤのように、人口の半分が中国系住民に占められている国では、しかも国家の租税収入の大半を経済力のある中国系住民に負担させている現状において、マレー系ムスリムの利益のためにのみ一般国家予算を支出することは問題である。いかにイスラムを国教と認めても、あまりにも強引にムスリム行政を押し進めたならば、そこに複雑な宗教的・民族的衝突が起る危険もはらんでいることは明らかである。したがって、マレー系ムスリムの福祉のために、ムスリム行政を政府の力で推進するには、ザカートのようなムスリムのみが拠出する基金を当てにするのは当然である。事実、ザカート基金の使用によって、モスクの建設なり、イスラム教育の普及など、着々とその成果はおさめられている。しかし、すでに指摘したような徴収方法や分配の仕方に若干の問題のあることも否定できない。州政府の力でザカート制の中央集権化をはかっても、カンボンの根強い因襲を打破しないかぎり、政府に差し出すザカートのほかに、村の有力者にもザカートの形で贈与しなければならないといった、いたずらに農民の負担を増す結果にとどまるであろう。1966年6月に開かれた「原住民経済会議」(Konggeres Ekonomi Bumiputra)において、各州の権限に属しているザカート基金を宗教および慈善などの目的に使用したあとで、中央の基金に一本化して、ムスリムのための資本投下に使うことの可能性も討議されたようである。^① このことはとりもなおさず、ザカート基金がマラヤ経済の発展にとって重要な要素の一つになりうる可能性が認識されてきたことを示している。もしもそれが事実なら、伝統的なイスラム法の解釈にとらわれることなく、マラヤ・ムスリム社会の近代化を図るためにも、新しい感覚のもとに、徴収の公平化、分配の合理化、各州基金の一体化など、ザカート制の改善に勇気をもってあたるべきではないかと思われる。

註

- ① ヨハネス・クラウス：「回教の経済倫理」，明治書房，昭和19年，p. 125~155。
Zayas. F. G. de: The Law and Philosophy of Zakat (Damascus, 1960).
Ata Ullah: Revival of Zakat (Lahore, 1949).

Shorter Encyclopaedia of Islam (Leiden, 1953) p. 654~656, zakat.

② Abdul Aziz b. Mohd. Yassin : Zakat, A Perspective on its Origin and Place in Malay Society (Singapore, University of Malaya, 1957; Academic Exercise in Fulfilment of the Requirements of the Honours Degree in Malay Studies), p. 11~12.

③ Wilson, T. B. : The Economics of Padi Production in North Malaya, Part I (Department of Agriculture, Kuala Lumpur, Bulletin No. 103, 1958), p. 20, 27.

④ Ahmad Ibrahim : Islamic Law in Malaya (Malaysian Sociological Research Institute LTD., Singapore, 1965), p. 336.

⑤ 「ムスリム法施行法令」というものは、各州でそれが裁定された以前に作製されていたムスリムだけに適用される諸規定、たとえばムスリムの家族法に関する諸規定やムスリムの宗教的義務の怠慢に対する罰則などを修正し、それを総括してまとめたものである。トレンガヌ州の例をとれば、Courts Enactment (1921), Suspended Marriage (1926), Rules for Kathis (1929), Rules during Puasa (=断食) (1932), その他多くの規定を修正・総括している。

Selangor : The Administration of Muslim Law Enactment, 1952 (1960年, 1961年, 1962年にそれぞれ一部修正されているようである)。

Trengganu : The Administration of Islamic Law Enactment, 1955 (1963年 一部修正されている)。

Pahang : The Administration of the Law of the Religion of Islam and Malay Customary Law, 1956 (1960年, 1963年にそれぞれ一部修正され, The Administration of the Law of the Religion of Islam Enactment. として発行されるらしい)。

Negri Sembilan : Council of Muslim Religion Enactment, 1957 (1960年に Administration of Muslim Law Enactment が制定されているらしい)。

Malacca : The Administration of Muslim Law Enactment, 1959.

Penang : The Administration of Muslim Law Enactment, 1959.

クランタン州では Council of Religion and Malay Custom and Kathis Courts Enactment, 1953 が裁定されているらしいが、筆者の手もとにないので、検討できなかった。

⑥ プルリス州とケダ州では、

Perlis : The Administration of Muslim Law Enactment, 1963.

Kedah : The Administration of Muslim Law Enactment, 1962.

が制定されているが、このなかにはザカート規定がふくまれていないで、別個にザカート規定を作製している。

ペラ州とジョホール州では、「ムスリム法施行法令」の類はなく、ムスリム法廷の規定や結婚・離婚に関する規定などが別個に作製されている。

⑦ Kedah : Zakat Rules, 1962. s. 4-(i), s. 12.

⑧ ibid, s. 14.

⑨ ibid, s. 13.

⑩ Abdul Aziz b, Mohd. Yassin : op. cit. p. 24.

⑪ ibid. p. 32.

⑫ 口羽益生・坪内良博・前田成文「マラヤ北西部の稲作農村」『東南アジア研究』第3巻第1号, 1965, p. 25.

⑬ Kedah : Zakat Rules, 1962, s. 15.

⑭ 1962年度ケダ州ザカート委員会報告書, p. 20

⑮ Kedah : Zakat Rules, 1962, s. 2.

- ⑯ 藤本「マラヤのザカートに関する二・三のフトワについて」『史泉』第32号, 昭41年, p. 40
- ⑰ 藤本「マラヤにおけるイスラム教育制度」『東南アジア研究』第4巻第2号, 1966
- ⑱ Abdul Aziz b. Mohd. Yassin: op. cit. p. 41~43.
- ⑲ Shirle Gordon: Contradictions in the Malay Economic Structure, "Zakat", (INTISA RI, Vol. 1. No. 2, Singapore: Malaysian Sociological Reserch Institute), p. 34~36.
- ⑳ 藤本「マラヤのザカートに関する二・三のフトワについて」『史泉』第32号, 昭41年, p. 36~39
- ㉑ Mohamad bin Jamil: Zakat-A Socio-Economic Power for Development and Progress of the Muslim Community (The World Muslim League Magazin, Vol. 1, No. 6, Singapore, 1964) p. 47~52.
- ㉒ 萩原宜之: Konggeres Economi Bumiputra 『アジア経済』第7巻第4号, アジア経済研究所, 1966, p. 92.